

地方独立行政法人府中市病院機構

第2期中期目標

(平成28年度～平成31年度)

府 中 市

目 次

1 中期目標の期間

2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- (1) 提供する医療の内容
- (2) 病院が担う役割の確立と診療機能の確保
- (3) 地域包括ケアシステムの構築
- (4) 医師及び医療従事者の積極的かつ計画的な確保
- (5) 地域住民とともに守る病院づくり

3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

- (1) 運営管理体制の確立
- (2) 効率的で弾力的な人員配置
- (3) 職員教育体制の充実
- (4) 働きやすい職場環境の整備

4 財務内容の改善に関する事項

- (1) 経営基盤の強化による自律した病院運営
- (2) 市からの財政支援

5 その他業務運営に関する重要事項

- (1) 市の健康福祉関連施策への積極的協力
- (2) 医療機器などの整備

前文

地方独立行政法人府中市病院機構（以下「病院機構」という。）は、平成24年4月1日に、当時の府中市立府中北市民病院と広島県厚生農業協同組合連合会府中総合病院の経営統合に伴い、統合後の両病院を運営するために設立された。以来、第1期中期目標の達成に向けて、広島大学病院及び岡山大学病院並びに広島県をはじめとした関係機関の協力を得て、府中市民病院及び府中北市民病院（以下「両病院」という。）の診療機能の確保に努めるとともに、府中地区医師会（以下「地区医師会」という。）をはじめとした関係機関と連携して、高齢化が進む中、安心して地域で生活できるよう、住民の健康を維持し、地域での日常生活を支える医療の提供に努めてこられた。特に、府中市民病院は全面的に改築されたことにより、市内に数少ない総合病院として、今後も地域医療の中核的役割を担い続けることが期待されている。

しかしながら、第1期中期目標に示した基本指針の全てが達成されたわけではない。両病院の存続による医療機能の確保という、病院機構設立の大きな目的の一つは達成されたが、医師をはじめとした医療従事者の十分な確保は依然として解消されておらず、両病院の診療機能低下に歯止めが掛かり病院事業の継続性が担保されるには至っていない。また、両病院の経営改善が十分に達成されなかったことについては、積極的な地域住民への情報発信ができなかったこととも相まって様々な憶測を招いてしまったことは否めず、大きな課題が残された。

この第2期中期目標の期間を地域医療再生に向けた飛躍の時期とするためには、最早立ち止まることは許されない。病院機構におかれては、自律的な業務運営・管理体制の確立、長期的ビジョンを持った病院運営の推進及び病院の経営改善を必ず達成すべく、市の協力を得て最大限の努力をされたい。

1 中期目標の期間

平成28年4月1日から平成32年3月31日までとする。

今回の中期目標の期間は、病院運営を取り巻く情勢を的確に見据えた両病院の将来像を確立し、病院事業の適切な管理運営等により、その経営改善を実現する期間に位置付ける。

2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

地域の実情に即し、地域住民の高齢化に対応した在宅医療を適切に取り入れた医療を推進すること。また、近隣の他の病院や診療所との連携を図り、適切な役割分担に基づいた医療提供体制を構築すること。

(1) 提供する医療の内容

病院機構の目指すべき医療は、住民の健康を維持するための身近な医療であり、高齢者を中心に地域住民の生活を支える医療に重心を置いたものとする。

① 高齢化に対応した医療

高齢者の病気の重症化を防ぎ、在宅における生活の質を高める医療を提供し、さらに終末期における在宅医療にも取り組むこと。

② 予防医療

市の保健事業と連携し、人間ドックや健康診査をはじめとした総合的な予防医療の提供に努めること。介護予防等に取り組み、住民の健康寿命の延伸に貢献すること。

③ 救急医療への対応

地域の医療機関と連携・補完し合いながら、急性期患者への速やかな対応を行うこと。そのため、日常的に地区医師会や所轄消防署と情報交換を行うなどして、救急時の即応体制を培うとともに、近隣の医師会や関係医療機関との更なる連携の強化に努めること。

④ へき地医療

過疎化・高齢化が進む地域に暮らす住民の受療機会の確保に努めること。

⑤ 災害医療への協力

災害発生時や感染症の流行時には、行政からの要請に基づき必要な医療を提供すること。併せて、所轄消防署等と連携し、定期的に対策訓練を実施すること。

(2) 病院が担う役割の確立と診療機能の確保

① 両病院の将来像の確立

病院運営を取り巻く情勢や地域の医療ニーズを的確に反映した、両病院の将来像を確立するとともに、その実現に向けて計画的に取り組むこと。

② 必要な診療機能の確保

それぞれの診療圏域において必要な診療機能の確保に努めるとともに、地域の病院、診療所などと適切な役割分担を行い、地域にとって最も効果的な診療科目の整備に努めること。

③ ICT技術を活用した地域医療連携

地域の医療機関や介護サービス事業所等との連携の促進に向けて、ICT技術の更なる活用に努めること。

④ 広域的連携体制構築が進められている医療への対応

小児救急医療や周産期医療等、市内に欠けている医療機能で広域的連携体制の構築が進められているものについては、市と連携してその再開に努力するのみならず、広域的連携体制において両病院が担うべき具体的役割を明らかにし、その実現に努めること。

(3) 地域包括ケアシステムの構築

市、地区医師会や地域の福祉施設等と協力して地域包括ケアシステムの構築に努め、地域住民の生活を多角的に支える医療の中心的な役割を果たすこと。

① 地域包括支援センターとの連携

市の南部・北部両日常生活圏域に設置される地域包括支援センター（サブセンター）機能との有機的連携を進め、在宅支援機能の一層の強化に努めること。

② 「在宅支援システム」構想の推進

市が平成18年度に策定した「広島県地域ケア体制モデルプラン」を踏まえ、地区医師会、訪問看護ステーションや介護サービス事業所と連携した高齢者の安心を支える医療・介護の連携体制の実現に向けて、行政とともに具体的取組みを進めること。緊急時の受け皿機能を発揮し、在宅介護者の不安解消に努めること。

③ 医療・介護の総合的サービス提供

両病院の医療機能・資源を最大限に活用し、在宅生活を支える医療と介護の総合的サービスの提供に努めること。

(4) 医師及び医療従事者の積極的かつ計画的な確保

① 医育機関をはじめとした関係機関への協力要請

医師確保を図るには、広島大学病院と岡山大学病院の協力は必要不可欠である。病院の魅力を高めるとともに、市との連携・情報共有を密にし、両大学病院をはじめ、広島県や広島県地域医療支援センター等の関係機関への協力要請にこれまで以上に努力し、診療機能の維持・充実に必要な医師の確保に努めること。

② 臨床研修体制の充実

地域の病院との連携による、病院群としての臨床研修体制の構築に努力すること。

③ 看護師養成機関等との連携

奨学金制度や両病院の採用情報などについて、看護師養成機関をはじめとした教育機関に積極的に周知し、看護師及び医療技術者の計画的な確保に努めること。

④ 子育て世代等に配慮した職場環境の整備

女性や子育て世代の医師又は医療従事者が勤務し続けることができるよう、魅力ある制度の構築と院内環境の整備に努めること。

(5) 地域住民とともに守る病院づくり

地域住民から愛され、支えられ、そして選ばれる病院づくりを目指して、患者サービスの更なる向上を図ること。

また、地域住民に対し適切な受診対応を促すなど、病院と住民が協力して医療を守る環境作りに取り組むこと。市も、積極的にこれに取り組むことは言うまでもない。

① 患者の利便性と院内環境の快適性の向上

患者の待ち時間の短縮等、利便性の向上に努めること。また、患者や来院者に、より快適な院内環境を提供するため、適切な施設の管理や保全を図るとともに、患者のプライバシー保護に配慮した施設改良に努めること。

② 患者情報の保護

個人情報保護に関する法令の定めに則り、患者情報の適切な管理・保護に努めること。

③ 職員の接遇向上

職員の接遇に対する患者の満足度を定期的に把握し、その向上に努めること。

④ 医療安全対策の徹底

院内感染防止策を確実に実施するとともに、医療事故などに関する情報の収

集・分析に努め、医療安全対策を徹底すること。

⑤ 住民への積極的な情報発信と住民啓発

病院情報の積極的な発信や病院施設を活用した地域交流の促進に努めることで、病院運営に関する地域住民の理解促進と病院への親近感を醸成すること。

また、保健・医療・介護に関する専門知識や蓄積された情報を活用し、住民に対する保健・医療・介護に関する普及啓発を主体的に取り組むこと。

⑥ 病院ボランティアの育成・受入れ

病院ボランティアの育成に努め、その積極的な活用を進めること。

3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

病院事業の継続性、確実性を確保し、併せて病院機構の経営戦略機能と運営管理体制を強化するとともに、職員の業務遂行能力の向上を図ること。

(1) 運営管理体制の確立

地方独立行政法人に相応しい自律的な業務運営の実現に必要な経営戦略機能の充実と運営管理体制の確立を早急に実現すること。経営コンサルタントの活用など、病院外部からの意見等を積極的に業務運営に活かすよう努めること。

(2) 効率的で弾力的な人員配置

府中・上下両地域の病院機能を守るため、限られた人材などを適切なバランスで配置し、効果的かつ効率的な組織体制を実現すること。

また、すべての職員が病院の経営状況や課題を共有するなど、自主的に運営を行う組織風土を醸成することで業務の改善と効率化を図ること。

(3) 職員教育体制の充実

① 医師及び医療従事者の専門性及び医療技術の向上支援

医師及び医療従事者の専門知識及びより高度な医療技術の習得を積極的に支援することで、安全で質の高い医療の提供に努めるとともに、地域に必要な医療人材の定着を図ること。

② 事務職員の確保・育成と専門知識の習得支援

病院事業の継続性確保に向けた計画的な事務職員の確保に努めるとともに、そのキャリアアップを積極的に支援することで医療保険制度や診療報酬制度など病院特有の医事、経理及び財務などに精通する職員を育成すること。

(4) 働きやすい職場環境の整備

- ① 働き甲斐を感じることができる仕組みづくり
職員の努力が適切に評価され、業績に反映されるなど、職員のやる気を最大限に引き出し、維持できる仕組みづくりを進めること。
- ② 日常的に業務改善に取り組む職場意識の醸成
組織力の向上に向けて、職員が業務運営の方向性を共有し、積極的に参画するなど、日常的に業務改善に取り組む職場意識を醸成すること。
- ③ 福利厚生の充実
職員の福利厚生や労働衛生管理の充実に努めること。

4 財務内容の改善に関する事項

業務運営や財務管理の見直し及び効率化を進めることにより、財務内容の改善を図り、公的な病院としての使命を果たしていくための経営基盤を確保すること。

(1) 経営基盤の強化による自律した病院運営

自律した経営基盤を確立し、この第2期中期目標期間の中間年には経常収支比率100パーセント以上を達成すること。^(注)

- ① 予算執行の弾力化
民間的経営手法を最大限に生かした効率的かつ効果的な病院運営を実現すべく、弾力的な予算執行に努めること。
- ② 収入の確保と支出の削減
各種経営指標の目標設定及び管理を実施し、積極的に収入の確保と支出の削減に努めること。また、利用頻度の低い施設、設備については、経費の軽減を図るため、新たな活用策を検討すること。

(2) 市からの財政的支援

不採算医療など政策的に必要な部門の経費については、市の財政支援を有効に活用すること。その他の部門での採算性を確立することで、市からの財政支援に依存せざるを得ない経営体質から脱却すること。

5 その他業務運営に関する重要事項

(1) 市の健康福祉関連施策への積極的協力

公的な病院の使命として、市の健康福祉関連施策に対して積極的に協力すること。

(2) 医療機器などの整備

医療機器の整備と更新については、医療需要、費用対効果や医療技術の進展などを考慮のうえ、中長期的かつ総合的な判断によって、計画的に実施すること。

(注) 病院事業における経常収支比率

$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100 (\%)$